

地方の道路整備の促進と財源確保を求める意見書

道路は、地方の自立的発展と豊かで充実した生活を支える最も基本的でかつ重要な社会資本である。

しかし、国土軸から離れ半島に位置する和歌山県の道路整備は、全国に比べ著しく立ち遅れしており、そのため、地域が創意工夫の中で取り組む地域振興や少子・高齢化に向けた安全・安心なまちづくりを図る上で大きな阻害要因となっている。

特に、近い将来非常に高い確率で発生が予測される「東南海・南海地震」の地震津波に備え、寸断が懸念される国道42号に代わり緊急輸送を担う規格の高い道路の整備や緊急輸送路の橋梁耐震補強が急務となっている。また、昨年、世界遺産登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」を活用した観光産業の振興など地域経済を活性化していくためには、安全で快適なアクセス道路の整備が喫緊の課題となっている。

このように、地方にとって必要不可欠な道路整備が未だに山積する実情に鑑み、政府・国会におかれましては次の事項について留意されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の道路整備を促進するため、道路特定財源は一般財源化など他に転用することなく、すべて道路整備に充当すること。
- 2 地方の自立・発展を支える、高規格幹線道路から市町村道に至る道路ネットワークの整備をより一層強力に推進すること。
- 3 災害等にも安全で信頼性の高い道路網を確保するため、「命の道」となる近畿自動車道紀勢線の早期整備及び緊急輸送道路の耐震補強等の防災対策を推進すること。
- 4 地域の特性を活かし、魅力あるまちづくりを推進するため、景観や環境に十分配慮した道路整備を進めること。
- 5 地方の道路財源を確保するとともに、地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

和歌山県議会議長 吉井 和視

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣
行政改革担当大臣